

## 食品ロス削減ワーキングチーム設置要綱

### 第1（目的）

食品ロス削減の推進には、大阪府内の消費者や食品関連事業者への啓発と、未利用の食品の有効活用など広範な取組みが必要である。そのため、関係する部局が連携を図り、様々な観点から議論を進め、効果的・効率的な施策の検討を行う。

### 第2（所管事項）

- （1）府内の食品ロスの実態把握
- （2）各部局の取組み内容の情報共有
- （3）食品ロス削減施策の検討

### 第3（組織）

別表に掲げる室課で構成する。

なお、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### 第4（運営）

会議は、環境農林水産部流通対策室が招集する。

### 第5（事務局）

事務局は、環境農林水産部流通対策室に置く。

### 附 則

この要綱は平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

この要綱は令和 4 年 7 月 26 日から施行する。

別表

部 局	室 課
政策企画部	企画室政策課
	危機管理室災害対策課
府民文化部	府民文化総務課
	消費生活センター
福祉部	福祉総務課
	地域福祉推進室地域福祉課
	子ども家庭局子育て支援課
健康医療部	健康医療総務課
	健康推進室健康づくり課
	生活衛生室食の安全推進課
商工労働部	商工労働総務課
教育庁	教育総務企画課
	教育振興室保健体育課
環境農林水産部	循環型社会推進室資源循環課
	流通対策室